

2016 年度 大阪教育大学男女共同参画推進事業 活動結果報告

乳幼児育児中の母親が大学で学ぶ時の支援についての実践報告

(代表者) 教員養成課程特別支援教育講座 教授 山本 利和

(分担者) 特別支援教育養成課程 学生 横手 萌子

## 1. 目的

仕事についている人などが改めて教師のような専門的職業に就こうとする場合、フルタイムの就学が必要となり、そのためのリカレント教育やリフレッシュ教育が大学等高等教育機関で実施されている。しかし、大学等での教育を希望している人が子育て中の女性の場合、大学での授業などの勉学中に子どもを預けることが必要になる。これについての支援が無い場合には教育を受ける機会を失う可能性もでてくる。男女共同参画が望まれている我が国の場合、高等教育機関での就学機会の保証は育児中の女性に対しても行われることが望ましい。そこで一人の育児中女性の子どもを連れての大学での学びの事例を紹介すると共に、子を授業中に預かる支援状況が日本の大学でどのようになっているのかを調査し、育児中女性の就学機会の保障について考察したい。

## 2. 事例

対象者：結婚出産にともなう休学期間を経て、大学に復帰した女子学生 A と 2 歳になる子ども B。

期間：20xx 年 4 月から 20xx+1 年 2 月まで。

内容：A は結婚出産にともなって大学を休学したが、教員免許を取得し教壇に立ちたいとの意思があったので、子どもが 2 歳後半にまで成長したのを機会に復学することにした。A の両親は遠方に住んでいるので B を預けることができなかった。そこで、復学に当たって子どもを預ける施設をまず探した。しかし、自宅から大学までの通学時間が 2 時間を越えるため、早朝から夜まで B を受け入れてもらえる施設が見つからなかった。また保育にかかる出費と交通費の負担が大きすぎる事情もあった。そのため大学での支援を期待することになった。大学では障がい学生への支援はあるが、子をつれた母親 A のような学生が子を連れて大学で学ぶことは想定されておらずハード面でもソフト面でも支援体制が整っていなかった。そこで A の就学をどのように支援するかについて A の所属ゼミ教員とゼミ所属学生達とで相談し、ゼミに所属する学生達が A の授業中に研究室で B と遊ぶなどして関わることにした。この体制で 1 年間 A の就学を支援した。A は卒業に必要な単位を無事に取得できた。さらに B と関わった学生達は 2 歳から 3 歳への成長する B の行動や言語発達を体験することができた。また B は学生達によくなつき、学生達に良くかわいがってもらい、互いに良い関係を保つことができた。このように A の学業を支援することができた。今回の場合、比較的多数のゼミ生（15 名）がおり、研究室も子どもが居るのに適度な環境であったので支援ができたが、今後このような事例の場合にそのような環境があるかどうかはわからない。また、事故等が起きた場合への備えなどは十分に配慮できたとは言えず、その点でも組織的な取り組みが必要だと考えられた。妊娠・出産にともなう体の変化や子育ての多くの負担は女性へと掛かっていくため、子育てをしていく中で女性の仕事や大学への復帰は、男性よりも困難であると感じられた。さらに女性の社会復帰のほうが未だに男性よりも困難であると実感した。

### 3. 調査

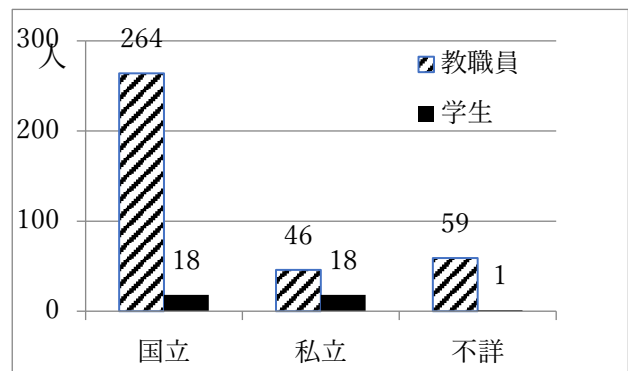
Aのような育児中の女子学生への支援は、女性の高等教育機関での就学機会保障の問題である。そこで全国の国公立大学を中心に調査し、実施されている対応策の有無と実施形態について調べた。

調査対象校： 83 大学（国立大学 45 校（うち女子大学 2 校）、私立大学 38 校（うち女子大学 3 校）。国立大学は全国各都道府県から一校ずつ選択した。私立大学は在学学生数が多い順に 38 校を選んだ。選別した。女子大学については、私立国立関係なく人数の多い女子大学を選んだ。

調査方法：別紙の調査用紙を調査対象校に配付し回答を依頼した。27 校（国立大学 9 校、私立大学 3 校、不明 4 校）からの回答があった。

結果および考察：平成 20 年より前から大学に保育所を併設している学校は、7 校であり、そのすべてが保育所（一時預かり含む）であった。なお一番早かったのは昭和 40 年設立であった。このことから、女性が社会進出をしていくための支援のひとつとして、大学併設の保育所を作る取り組みは早い段階から行われていたことがわかった。大学に通うまたは大学で働く教職員のための施設として、0 歳から預かることができる保育所が望まれているだろうことが考えられる。また保育所を併設している大学のほとんどが、学生の利用も可能と答えた中で、学生から利用したいという願い出がでて、許可できないとする大学もあった。主な理由は、教職員のみを対象とした保育施設のためというものと、事業所内保育施設と助成金を受けているため「自社の労働者の養育する子供のみ」に用途が限定されているためというものであった。

右の図は大学内保育所を利用している人数を示している（図中の数字が人数）。図から分かるように教職員の利用が大半であるが、16 校で 36 人の学生の利用もあることがわかった。36 人も目の学生が子育て中であることは、女性が社会にでて働くために大学を卒業することを目的としていると考えることができる。このように大学での子育て支援が行われつつあると感じる一方で、現在、保育施設を持たない大学は、1 校を除いて今後も大学に保育所を併設する予定はないという調査結果であった。このことからわかるように、大学によって子育て支援の充実度に大きな差があることもわかった。



大学による子育て中の学生への具体的なサポートについては、以下のような回答を得た。

- ・子育てをしている大学院生ネットワークをつくる動きがある。
- ・該当学生の授業料免除申請によって、子供の存在を把握した後、免除対象になる可能性あり。
- ・保育ルーム対象者に対して、年会費・利用料を半額免除
- ・保育所、一時預かり保育を学生も使用可能とする。
- ・託児料金の割引
- ・祝日授業実施日のみ「一時託児ルーム」を開設する。
- ・国際交流寮に家族室を用意。（1校は留学生のみ。1校は条件付きで入居可能）

調査では大学内の授乳室・子供用トイレ・おむつスペースの有無も答えてもらった。保育施設や授業料免除など何かしらの子育て支援を行っている大学が 20 校あったのに対して、授乳室・子供用トイレ・おむつスペース・授乳などに使用可能な休憩室などを設置している大学が 10 校しかなかった。保育所を

併設している大学だけでも16校あったが、それを下回る結果になった。

月額保育料金は30000円～50000円が多く、安ければ24000円、高ければ65000円が最高額であった。認可外保育であるため保育料金が高めであることがわかる。一時預かりについては、最低で30分150円からあり、最高で1時間2000円からあった。また、16校のうち学生免除があったのは私立女子大の1校であった。さらに、比較的安い保育料でこどもを預けることができる大学は平均して私立大学のほうが多いことがわかった。

考察： 今回の調査ではいくつかの課題も残った。一つ目は、大学での保育所の設置についてである。27校のうち半数以上が保育所を設置してはいたが、これは設置しているから回答されたのではないかとも考えられる。二つ目は、保育料金についてである。大学に併設している保育所は認可外保育所であるため、保育料金が高い。教職員のような収入が無い子育て中の学生にとって高い保育料を払いながら大学に通うことは難しいことであろう。

#### 4. おわりに

今回の事例と調査では、大学生への子育て支援をとりあげた。ワーキングママとして働きやすい環境が整っていくことが必要不可欠であると同様に、実際に子育てしながら大学に通うためには周囲の協力と、母親への支援環境が整えられることが必要である。これからもそうした支援の広がりを持続させることが望まれる。高等教育機関において女性が活躍しやすいように、教職員と学生への子育て支援の充実を願っている。